

平成22年5月

城南衛生管理組合議会臨時会

会 議 録

平成22年5月城南衛生管理組合議会臨時会会議録

平成22年5月28日

午後2時30分開議

1. 出席議員

田 辺 勇 気	議 員
橋 本 宗 之	議 員
菱 田 明 儀	議 員
山 本 邦 夫	議 員
上 林 昌 三	議 員
原 田 周 一	議 員
岡 田 久 雄	議 員
村 田 忠 文	議 員
大 西 吉 文	議 員
園 崎 弘 道	議 員
寺 地 永	議 員
若 山 憲 子	議 員
北 村 政 雄	議 員
樋 口 房 次	議 員
青 野 仁 志	議 員
川 原 一 行	議 員
関 谷 智 子	議 員
高 橋 尚 男	議 員
田 中 美 貴 子	議 員
西 川 博 司	議 員
藤 田 稔	議 員
向 野 憲 一	議 員

2. 説明のため出席した者

久保田 勇	管 理 者
明 田 功	副管理者
坂 本 信 夫	副管理者
坊 嘉 宏	宇治田原町副町長
汐 見 明 男	副管理者
吉 村 弘	専任副管理者
稲 石 義 一	事業部長
浅 田 清 晴	施設部長
革 島 昇 治	会計管理者
清 水 孝 一	総務課長
杉 崎 雅 俊	財政課長
長 村 優	広報情報課長

伊庭利夫	業務課長
川島修啓	施設課長
森内富雄	クリーンピア沢所長
福井均	クリーン21長谷山所長
福西博	折居清掃工場長
西村憲司	エコ・ポート長谷山所長
大田博之	奥山リユースセンター所長
西山正和	グリーンヒル三郷山所長

3. 職務のため議場に出席した職員

宇野敏彦	議会事務局長
橋本哲也	財政課係長

4. 議事日程

- 日程第 1 諸報告
- 日程第 2 議席の指定について
- 日程第 3 会議録署名議員の指名について
- 日程第 4 会期の決定について
- 日程第 5 議会運営委員会委員の補充選任について
- 日程第 6 常任委員会委員の補充選任について
- 日程第 7 議案第6号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例を制定するについて
- 日程第 8 議案第7号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関す
る条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第 9 議案第8号 城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例の一
部を改正する条例を制定するについて

6. 会議に付議した事件

日程第1～日程第9

午後2時29分 開会

○高橋尚男議長 ご苦勞様でございます。少しちょっと定刻より早うございますが、始めていきたいと思えます。

会議前の連絡事項について、ご報告を申し上げます。橋本副管理者より、公務の為、欠席の届出が、また、奥田副管理者より、公務のため欠席の届け出があり、坊副町長に出席をいただいておりますので、ご報告を申し上げます。

○高橋尚男議長 ただ今の出席議員数は、22人、全員であります。定足数に達しておりますので、5月臨時会は成立いたしました。

これより平成22年5月、城南衛生管理組合議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

開会にあたり、あらかじめ管理者より発言の申し出がありますので、これを許

します。 久保田管理者。

○久保田 勇管理者 本日ここに、平成22年5月城南衛生管理組合議会臨時会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方には、御多忙の中にもかかわらず、御参集を賜わりまして厚くお礼を申し上げます。

さて、先般4月2日に発生をいたしました折居清掃工場のごみピットにおけますボヤにつきましては、住民の皆様をはじめ、議会の議員の皆様方には大変なご心配をお掛けをいたしまして、誠に申し訳なく思っております。鎮火後、直ちに業務再開の準備を進めまして、4月8日には着火、翌9日には、焼却再開に至ったところでございます。

また、廃棄物処理常任委員会を4月15日に開催をいたしまして、詳細の報告をさせて頂いたところでございまして、その他の議員の皆様方には委員会の概要や提出資料を御送付申し上げたところでございます。

当組合といたしましては、議員の皆様からのご意見や緊急の点検結果を踏まえまして、消火設備の充実や防火・防災体制の強化を一層図ってまいりますとともに今回の出火を生きた教材・教訓といたしまして新折居清掃工場の建設計画に反映させて参りたいと考えております。今後とも廃棄物処理施設のより安心安全な運営に全力で取り組んでまいり所存でございますので、どうぞよろしくご理解、ご指導を頂きますようお願い申し上げます。

さて、本臨時会は、先般実施されました井手町議会議員選挙に伴いまして、井手町議会選出の組合議会議員の改選が行われましたことによりまして、当組合議会の議会運営委員会及び常任委員会で、現在空席となっております委員の選任について御決定をされることと存じます。本日は井手町議会選出の組合議会議員として岡田久雄議員さん、村田忠文議員さんをご出席でございます。これから何かとお世話になることと存じますが何卒どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、本日お諮りをさせて頂きたく存じております議案は、職員の育児休業等に関する条例の一部改正案をはじめ、3議案を提出致したいと存じておりますので、どうぞよろしく御審議を賜わりますようお願いを申し上げ、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。本当ありがとうございます。

日程第1 諸報告

○高橋尚男議長 日程第1、諸報告を行います。

去る4月30日付けで、井手町議会選出議員の任期満了に伴う改選により、岡田久雄議員、村田忠文議員が当組合議会議員に選出されましたのでご報告をいたしますとともに、ご紹介を申し上げたいと思います。岡田議員から順次自己紹介をお願いいたします。 岡田久雄議員

○岡田久雄議員 皆さんこんにちは。井手町会議員の岡田久雄でございます。皆様方と共に頑張っていきたいと、かように考えておりますので、どうぞ今後とも一つよろしく願いいたします。

○高橋尚男議長 村田忠文議員

○村田忠文議員 井手町議会の村田でございます。どうぞよろしく申し上げます。初めてのことなので、一から勉強したいと思いますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

○高橋尚男議長 以上で自己紹介を終わります。

○高橋尚男議長 次に、城南衛生管理組合監査委員から報告のありました、地方自治法第235条の2第1項、同条第3項の規定による例月出納検査結果2件については、それぞれの写しをお手元に配付いたしておりますので、ご覧おき願います。

日程第2 議席の指定

○高橋尚男議長 次に、日程第2、議席の指定を行います。

今回、新たに選出されました議員の議席は会議規則第3条第2項により議長において、議席番号7番に 岡田久雄 議員、議席番号8番に 村田忠文 議員をそれぞれ指定いたします。

日程第3 会議録署名議員の指名

○高橋尚男議長 次に、日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第114条の規定により、議長において、上林昌三議員、川原一行議員を指名いたします。

日程第4 会期の決定について

○高橋尚男議長 次に、日程第4、会期の決定についてを議題といたします。

○高橋尚男議長 おはかりいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋尚男議長 ご異議なしと認めます。

よって、今期、臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第5、議会運営委員会委員の補充選任

○高橋尚男議長 次に、日程第5、議会運営委員会委員の補充選任を行ないます。

今回の井手町選出議員の改選に伴い議会運営委員会委員の補充選任を行ないます。

○高橋尚男議長 おはかりいたします。

議会運営委員会委員の選出については、委員会条例第4条第1項の規定により村田忠文議員を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋尚男議長 ご異議なしと認めます。

よってただ今指名いたしました村田忠文議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

日程第6、常任委員会委員の補充選任

○高橋尚男議長 次に日程第6、常任委員会委員の補充選任をおこないます。

今回の井手町議会選出議員の改選に伴い、総務常任委員並びに廃棄物(ごみ・し尿)処理常任委員の補充選任を行います。

○高橋尚男議長 おはかりいたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第4条第1項の規定により、議長において、岡田久雄議員を総務常任委員会委員に村田忠文議員を廃棄物(ごみ・し尿)処理常任委員会委員にそれぞれ指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋尚男議長 ご異議なしと認めます。

よって、岡田久雄議員を総務常任委員会委員に、村田忠文議員を廃棄物(ごみ・し尿)処理常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

○高橋尚男議長 暫時休憩いたします。

廃棄物(ごみ・し尿)処理常任委員会委員の方は、休憩中に委員会を開いていただき、委員長の互選を行い、その結果を議長まで報告をお願いいたします。

午後2時38分 休憩

午後2時43分 再会

○高橋尚男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開かれましては廃棄物(ごみ・し尿)処理常任委員会において欠員になっております委員長を互選の結果、村田忠文議員が委員長に当選されましたのでご報告いたします。

日程第7、議案第6号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

○高橋尚男議長 次に、日程第7、議案第6号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。 久保田管理者

○久保田 勇管理者(登壇) ただ今議題となりました、議案第6号、職員の育児休

業等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、急速な少子化への対策として、喫緊の課題となっております仕事と子育ての両立支援を一層進めるため、家族を構成する男女がともに子育てを分業しながら、仕事と生活の調和を図り得るような勤務環境の整備を目的に、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が行われ、平成22年6月30日から施行されることを受けまして、本組合におきましても、お手元の議案第6号資料に記載を致しておりますとおり、職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の状況にかかわらず、育児休業等を取得することを可能とする取得要件の緩和や再度取得することができる特別の事情の改正など、所要の改正を行い、平成22年6月30日から施行致すものでございます。

なお、本件につきましては、職員団体との協議が整っているところでございます。よろしく御審議を頂き、御可決を賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○高橋尚男議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋尚男議長 これにて質疑を終結いたします。

○高橋尚男議長 これより討論に入ります。討論はございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋尚男議長 これにて討論を終結いたします。

○高橋尚男議長 これより議案第6号を採決いたします。第6号議案を可決するに賛成議員の起立を求めます。
(起立全員)

○高橋尚男議長 起立全員であります。よって、第6号議案は原案のとおり可決されました。

○高橋尚男議長 次に、日程第8、議案第7号、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。 久保田管理者

○久保田 勇管理者 ただ今議題となりました、議案第7号、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての提案理由の御説明を申し上げます。

本条例では、職員が給与を受けながら、職員団体のための活動を行うことができる期間として、休日及び休日の代休日並びに年次休暇並びに休職の期間を定めておりますが、月60時間を超える勤務をした場合に時間外勤務手当の一部の支給に代

わる措置として付与することができます時間外代休時間につきましても、その使用目的が問われず、かつ給与支給の対象でありますことから、職員の行為の制限の特例の期間に追加することとし、本案の提案を致すものでございます。

なお、本案につきましては、職員団体との協議が整っているところでございます。よろしく御審議を頂き、御可決を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○高橋尚男議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋尚男議長 これにて質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋尚男議長 これにて討論を終結いたします。

○高橋尚男議長 これより議案第7号を採決いたします。第7号議案を可決するに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○高橋尚男議長 起立全員であります。よって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

○高橋尚男議長 次に、日程第9、議案第8号、城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。久保田管理者

○久保田 勇管理者 ただ今議題となりました、議案第8号、城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、雇用保険法において、短期雇用特例被保険者の適用範囲が一部改正されましたが、これを引用いたしております本組合の条例におきましても、これを受けた所要の改正を行うこととし、提案をさせていただくものでございます。

よろしく御審議を頂き、御可決を賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○高橋尚男議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋尚男議長 これにて質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋尚男議長 これにて討論を終結いたします。

○高橋尚男議長 これより議案第8号を採決いたします。第8号議案を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○高橋尚男議長 起立全員であります。よって、第8号議案は原案のとおり可決されました。

○高橋尚男議長 以上をもちまして今期臨時会の会議に付された事件は、全て議了いたしました。

これをもって平成22年5月城南衛生管理組合議会臨時会を閉会いたします。なお、閉会するにあたりまして管理者からご挨拶がありますので、暫くお待ちください。

○久保田 勇管理者 平成22年5月城南衛生管理組合議会臨時会を閉会するにあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本臨時会は、井手町議会選出の当組合議会議員の改選が行われましたことに伴い、空席となっておりました組合議会の議会運営委員会及び常任委員会の各委員の選任につきまして、本日ここに御決定をされ、私ども理事者一同、心よりお喜びを申し上げます。

また、本日御審議を頂きました3議案につきまして、いずれも御可決を賜り誠にありがとうございました。それぞれ適正に条例を運用し、その目的を果たして参りたいと存じております。よろしく御指導いただきますようお願いを申し上げます。

さて、当組合では、環境ISOの14001適合の自主宣言に向けた取組を鋭意進めているところでございますが、来る7月20日に自主宣言記念日と致しまして、ごく簡素に、ISO14001適合のステップアップセレモニーを執り行うことと致しております。さらなる組織全体の環境意識の高揚と良質な環境サービスの提供が行えますよう、今後も職員一丸となりましてISO自主宣言に基づき、日々の活動を着実に実行いたして参りたいと考えております。

また、本組合では、安心安全な工場運営、住民感覚に即した行財政改革、さらなる循環型社会の構築の三つの基本方針を柱に事業を進めておりますが、今後とも構成市町と連携協同いたしまして、環境の世紀にふさわしい資源循環と安心安全な廃棄物処理事業を推進し、住民の皆様方の安心と信頼をより一層得られますよう、更なる努力を傾けて参りたいと存じておりますので、今後ともさらなる御指導を賜りますようお願いを申し上げます。

結びにあたりまして、時節柄、気候も不順となって参っておりますが、どうぞ御自愛頂きますとともに、益々の御活躍をお祈りを申し上げまして、閉会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

○高橋尚男議長 以上でございます。大変ご苦労さまでございました。

2時54分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

城南衛生管理組合議会

議 長 高橋 尚男

副議長 大西 吉文

議 員 上林 昌三

議 員 川原 一行

参 考 资 料

(1) 議決議案書

議案第6号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

平成22年5月28日提出

城南衛生管理組合
管理者 久保田 勇

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）

職員の育児休業等に関する条例（平成4年城南衛生管理組合条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号及び第6号を削り、同条の次に次の1条を加える。

（再度の育児休業をすることができる最初の育児休業の期間）

第2条の2 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、57日間とする。

第3条第1号中「第5条第2号に掲げる」を「第5条に規定する」に、「同号」を「同条」に改め、同条第4号中「当該育児休業をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他任命権者が定める方法により養育したこと（当該）」を「3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした）」に、「請求の際両親が当該方法」を「承認の請求の際育児休業」に改め、同条第5号中「再度の」を削る。

第5条中「次に掲げる事由」を「育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき」に改め、各号を削る。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年6月30日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に改正前の職員の育児休業等に関する条例第3条第4号の規定により職員が申し出た計画は、同日以後は、改正後の職員の育児休業等に関する条例第3条第4号の規定により職員が申し出た計画とみなす。

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う所要の改正を行うため、本案を提案するものであります。

議案第7号

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

平成22年5月28日提出

城南衛生管理組合
管理者 久保田 勇

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例（案）

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和43年城南衛生管理組合条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「休日及び」を「時間外代休時間、休日及び」に改め、「並びに年次休暇並びに休職の期間」を削り、同項に次の1号を加える。

（3） 年次有給休暇及び休職の期間

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

職員団体のための職員の行為の制限の特例期間に時間外代休時間を追加するため、本案を提案するものであります。

議案第 8 号

城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

平成 22 年 5 月 28 日提出

城南衛生管理組合
管理者 久保田 勇

城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）
城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例（昭和 37 年城南衛生管理組合条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 7 項及び第 8 項中「第 38 条第 1 項各号のいずれか」を「第 38 条第 1 項に規定する短期雇用特例被保険者」に改め、同条第 11 項第 4 号、第 14 項第 1 号及び第 2 号中「第 56 条の 2」を「第 56 条の 3」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正を行うため、本案を提案するものであります。